

内共第二号	内共第一号	免許番号
吾妻川	笹内川	湖河沼川
イワナ ヤマメ アユ	アユ ヤマメ イワナ	魚種
種苗放流 産卵床造成	二千尾(一二キログラム)以上 一千尾(四キログラム)以上	増殖計画量の基準

青森県内水面漁場管理委員会
会長 濱田正隆

第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準は、次のとおりとする。
令和五年三月十七日

青森県内水面漁場管理委員会公示第四号

内水面漁場管理委員会

- 第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………
 ○ コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示(同)………

内水面漁場管理委員会
目次

令和五年 三月十七日 (金曜日)	号外第十五号
------------------------	--------

内共第三号	内共第四号	内共第五号	内共第六号	中村川	赤石川	川大童子	川追良瀬
アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ
種苗放流 産卵床造成	二千尾(一二キログラム)以上 一千尾(四キログラム)以上	種苗放流 産卵床造成	三千尾(一八キログラム)以上 二千尾(四キログラム)以上	種苗放流 産卵床造成	三万尾(一八〇キログラム)以上 一万尾(二〇キログラム)以上	種苗放流 産卵床造成	二千尾(二四〇キログラム)以上 五千尾(一〇〇キログラム)以上
種苗放流 産卵床造成	二千尾(一二キログラム)以上 一千尾(四キログラム)以上	種苗放流 産卵床造成	二千尾(一八キログラム)以上 一千尾(四キログラム)以上	種苗放流 産卵床造成	二千尾(一八〇キログラム)以上 一千尾(四キログラム)以上	種苗放流 産卵床造成	二千尾(二四〇キログラム)以上 五千尾(一〇〇キログラム)以上

内共第十六	号 内共第十五		号 内共第十四		号 内共第十三	
浅瀬石	平川		岩木川	田光	山田川	
アユ	カジカ ウダイ イワナ	メ フナ メ フナ メ フナ	メ カワヤツ メ カワヤツ メ カワヤツ	アユ ウゲイ カジカ イワナ	コイ ヤマメ アユ	エビ ワカサギ フナ
種苗放流	種苗放流 産卵床造成	種苗放流 産卵床造成	種苗放流 産卵床造成	種苗放流 種苗放流	種苗放流 種苗放流	種苗放流 種苗放流
五千尾 (三〇キログラム) 以上	一万尾 (六〇キログラム) 以上 二千尾 (四キログラム) 以上	一万尾 (六〇キログラム) 以上 二千尾 (四キログラム) 以上	七箇所以上 七箇所以上	二百尾 (二四キログラム) 以上 一万二千尾 (二四キログラム) 以	五万一千尾 (三〇六キログラム) 五千尾 (一〇キログラム) 以上	五万一千尾 (三〇六キログラム) 五千尾 (一〇キログラム) 以上

内共第二十	号 内共第二十		号 内共第二十九		号 内共第十七		号 川
合子沢	蟹田川	今別川	増川川	溜池	旧十川		
ヤマメ	ウゲイ イワナ イワナ	アユ ヤマメ アユ	アユ ヤマメ アユ	フナ	コイ ヤマメ イワナ	ニジマス ウゲイ カジカ フナ イワナ	ヤマメ
種苗放流	種苗放流 産卵床造成	種苗放流 産卵床造成	種苗放流 種苗放流	種苗放流 種苗放流	種苗放流 種苗放流	種苗放流 種苗放流	種苗放流 種苗放流
七千尾 (一四キログラム) 以上	二千尾 (四キログラム) 以上 一箇所以上	八千尾 (四八キログラム) 以上 八千尾 (一六キログラム) 以上	七千尾 (四二キログラム) 以上 六千尾 (一一キログラム) 以上	一千尾 (二キログラム) 以上 一万六千尾 (三三キログラム) 以	二千尾 (四キログラム) 以上 五千尾 (一〇キログラム) 以上	四万尾 (八〇キログラム) 以上 五千尾 (一〇キログラム) 以上	二万尾 (四〇キログラム) 以上 四万八千尾 (九六キログラム) 以

内共第三十	内共第三十	内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第二十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	三号
野牛川	大畠川	易国間川	目滝川	内共内川	野辺地川	内共内川	野辺地川	内共内川	野辺地川	内共内川	野辺地川	内共内川	川
コイ	ウグイ	イワナ	ヤマメ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	イワナ
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
一万尾(二〇キログラム)以上	一万五千尾(八キログラム)以上	五千尾(一〇〇キログラム)以上	一万八千尾(一〇八キログラム)以上	五万尾(一〇〇キログラム)以上	五千尾(三〇キログラム)以上	六千尾(一二キログラム)以上	三千尾(六キログラム)以上	六千尾(六キログラム)以上	八千尾(一六キログラム)以上	六千尾(二六キログラム)以上	二万三千尾(二六キログラム)以上	二万尾(四〇キログラム)以上	七千尾(一四キログラム)以上
産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成	産卵床造成
二箇所以上	三箇所以上	一箇所以上	以上	一箇所以上	三箇所以上	三箇所以上	三箇所以上	三箇所以上	二十箇所以上	二十箇所以上	二十箇所以上	二十箇所以上	上

内共第四十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十	二号
湖・内	小川原	面木沼	沼・田	高瀬川市柳	老部川	老部川	川	小老部	左京沼	大沼	内共第三十	内共第三十	内共第三十	内共第三十
コイ	コイ	コイ	コイ	コイ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	アユ	ウナギ
種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
十五万尾(三〇〇キログラム)以上	十五万尾(三〇〇キログラム)以上	五千尾(十キログラム)以上	一千尾(二キログラム)以上	五千尾(一二キログラム)以上	六千尾(二二キログラム)以上	五千尾(一〇キログラム)以上	六千尾(一〇キログラム)以上	五千尾(一〇キログラム)以上	六万尾(一一〇キログラム)以上	一万尾(二〇キログラム)以上	一千尾(二二キログラム)以上	五千尾(八キログラム)以上	一万五千尾(八キログラム)以上	四百尾(八キログラム)以上
ふ化放流	ふ化放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流	種苗放流
上	三千万粒以上	以上	五百尾(十キログラム)以上	一千尾(二キログラム)以上	五千尾(一〇キログラム)以上	六千尾(一二キログラム)以上	五千尾(二二キログラム)以上	六千尾(二〇キログラム)以上	六万尾(二二キログラム)以上	一万尾(二二キログラム)以上	一千尾(二二キログラム)以上	五千尾(二〇キログラム)以上	一千尾(二〇キログラム)以上	五百尾(八キログラム)以上

内共第四十 六号	内共第四十 五号	内共第四十 四号	内共第四十 三号	内共第四十 二号	内共第四十 一号	内共第四十 三号	内共第四十 二号	内共第四十 一号
川 新井田	馬淵川	薦沼	神川	奥入瀬 川・明	戸川	砂土路 川・七	切川・ 沼・花	沼・ 姉
コイ ヤマメ	アユ ヤマメ	ヒメマス	コイ イワナ ニジマス ス	コイ イワナ ニジマス ウナギ ウダイ サクラマ	アユ ヤマメ	種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上	種苗放流 十二万尾（二十四〇キログラム）以 上	種苗放流 二千五百尾（五〇キログラム）以 上
種苗放流 産卵床造成 上	種苗放流 産卵床造成 四万尾（八〇キログラム）以 上	種苗放流 産卵床造成 五箇所以上	種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上	種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上	種苗放流 五千尾（五〇〇キログラム）以上	種苗放流 四百尾（八キログラム）以上	種苗放流 八万尾（四八〇キログラム）以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項及び第一百七十二条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和五年三月十七日

青森県内水面漁場管理委員会
会長 濱田正隆

一 指示の内容
1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」といいう。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。）においては、青森県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

農内共第一 号	十和田 湖・奥 入瀬川	ヒナ イワナ ウダイ コイ サクラマ ス（陸封）	種苗放流 七十万尾以上 種苗放流 一万尾以上 種苗放流 二万五千尾以上 種苗放流 十五万尾以上
型 エビ	ヒメマス スナマ エビ	種苗放流 五万尾以上 種苗放流 二万五千尾以上 種苗放流 十五万尾以上	種卵床造成 八箇所以上 種卵床造成 三箇所以上 種卵床造成 二箇所以上

2

放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市東奥印刷株式会社
第二問屋町三丁目一
販売人)
七号

定価 每週月・水・金曜日発行
小口一枚二付十五円